

生涯学習振興の経緯等について

1 生涯学習振興の経緯

生涯学習社会の実現は、「個性重視の原則」、「国際化、情報化などの変化への対応」と並び、臨時教育審議会（昭和59年～62年）で打ち出された教育改革の基本理念の一つ。

文部科学省（旧文部省）は、昭和63年に生涯学習局を設置し、平成2年に制定した「生涯学習振興法」や同法の規定により設置された生涯学習審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた基盤整備に努力。

（平成13年の省庁再編に伴い、生涯学習審議会は、中央教育審議会に統合され、生涯学習分科会として設置。）

平成18年に教育基本法が改正され、第3条に新たに「生涯学習の理念」を規定。

臨時教育審議会の答申後、生涯学習審議会、中央教育審議会において次のとおり、答申等を提出。

年 月	事 項
昭和59年～62年	臨時教育審議会が4次にわたる答申で「生涯学習体系への移行」等を提言
平成2年8月	生涯学習審議会の発足
4年7月	「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申
8年4月	「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申
9年3月	「生涯学習の成果を生かすための方策について」審議の概要
10年9月	「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申
11年6月	「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」 「学習の成果を幅広く生かす」答申
12年11月	「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」答申
13年1月	中央教育審議会生涯学習分科会の発足
14年7月	「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」答申
15年3月	「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申
16年3月	「今後の生涯学習の振興方策について」審議経過の報告
19年1月	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（中間報告）
20年2月	「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」（答申）

2 生涯学習の振興のための体制の整備

(1) 生涯学習振興法の制定

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」

- ・平成2年6月成立、7月1日施行。
- ・「生涯学習」に関する初めての法律（生涯学習の基本法ではなく、早急に講ずるべき施策について規定したもの。）

〔主な内容〕

①都道府県教育委員会の事業

学習機会の提供、学習機会に関する情報の収集・整理・提供、学習需要等に関する調査研究、指導者等の研修、関係機関・団体への援助など。

②生涯学習審議会

都道府県に、条例により生涯学習審議会を置くことができること。

③地域生涯学習振興基本構想

都道府県は、特定の地区において、民間事業者の能力を活用しつつ学習機会の総合的な提供を行うことに関する基本的な構想（地域生涯学習振興基本構想）を作成することができる。

(2) 地方公共団体における行政組織等の整備

①生涯学習担当部局の設置

すべての都道府県が生涯学習担当部局を設置。

②生涯学習審議会

生涯学習振興法に基づき、35都道府県、3政令指定都市が生涯学習審議会を設置。
(平成22年5月現在)

③生涯学習振興計画

都道府県では41都道府県、18政令指定都市、市町村においても1,017市町村で生涯学習振興のための中長期的な基本計画や基本構想を策定。(平成22年5月現在)

④生涯学習推進センター

各地域の生涯学習振興の拠点施設として、学習情報の提供や学習相談、学習需要の把握、学習プログラムの開発等を行う生涯学習推進センターが整備。都道府県の施設は44ヶ所、市長村の施設は340ヶ所。(平成20年10月現在)

⑤全国生涯学習市町村協議会

生涯学習によるまちづくりを推進する自治体間ネットワーク組織。住民が主役の生涯学習行政の発展に寄与することを目的に、会員相互間の連携を深め、生涯学習に係る政策研究と情報交換を進めるための場として平成11年11月に設立。平成22年6月現在、106市町村が加盟。

3. 国の取組の経緯

○昭和59年～62年

臨時教育審議会が4次にわたる答申で「生涯学習体系への移行」等を提言

主な内容

- 第一次答申 生涯学習体系への移行
- 第二次答申 生涯にわたる学習機会の整備
生涯学習のための家庭・学校・社会の連携
- 第三次答申 生涯学習の基盤整備
- 第四次答申 生涯学習体制の整備
 - ①学歴社会の弊害の是正と評価の多元化
 - ②家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携
 - ③スポーツの振興④生涯学習の基盤整備

○昭和63年7月

文部省（当時）の社会教育局を改変し生涯学習局を設置

○平成2年6月

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」制定

- 主な内容
- ①都道府県教育委員会の事業
 - ②地域生涯学習振興基本構想の策定
 - ③生涯学習審議会の設置

○平成2年8月

生涯学習審議会の発足

○平成4年7月

第1期生涯学習審議会が答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」を提出

当面重点を置いて取り組むべき事項として以下を提示

- ①社会人を対象としたリカレント教育の推進
- ②ボランティア活動の支援・推進
- ③青少年の学校外活動の充実
- ④現代的課題に関する学習機会の充実

○平成8年4月

第3期生涯学習審議会が答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」を提出

以下の各施設について充実方策を提言

- ①社会に開かれた高等教育機関
- ②地域社会に根ざした小・中・高等学校
- ③地域住民のニーズに応える社会教育・文化・スポーツ施設
- ④生涯学習に貢献する研究・研修施設

○平成10年9月

第4期生涯学習審議会が答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」を提出

自由で闊達な社会教育行政を展開するために以下の点に留意して必要な支援方策を提言

- ①地域の特性に応じた住民参加の社会教育行政の展開
- ②生涯学習社会の構築に向けた社会教育行政の重要性
- ③民間の諸活動との協調
- ④総合的なネットワーク型行政の構築

○平成11年6月

第4期生涯学習審議会が答申「生活体験・自然体験が日本の子どものはぐくむ」を提出

青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方策として以下の点を提言

- ①地域の子どもたちの体験機会の拡大
- ②地域の子どもたちの遊び場の充実
- ③地域における子どもたちの体験活動などを支援する体制の構築
- ④過度の学習塾通いをなくし子どもたちの「生きる力」をはぐくむ など

○平成11年6月

第4期生涯学習審議会が答申「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習の成果を生かすための方策について—」を提出

学習の成果を生かすことの意義と問題点を整理し、以下の各場面に応じて必要な支援方策を提言。

- ①「個人のキャリア開発」に生かす
- ②「ボランティア活動」に生かす
- ③「地域社会の発展」に生かす

○平成12年12月

第5期生涯学習審議会が答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」を提出

生涯学習における情報化を進め、学習者がより主体的に学習することができる環境を整備するための様々な施策を提言

- ①情報リテラシーに関する学習機会や研修体制の整備
- ②生涯学習関連施設の情報化の推進
- ③大学等の公開講座を公民館等を通じて広く全国に提供するシステムの構築 など

○平成13年1月

中央教育審議会生涯学習分科会の発足

○平成14年7月

第1期中央教育審議会が答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」を提出

奉仕活動・体験活動の必要性・意義を整理するとともに、以下の推進方策を提言

- ①初等中等教育段階の青少年の学校内外における奉仕活動

- ・体験活動の推進
- ②18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援
- ③国民の奉仕活動・体験活動を推進する社会的仕組みの整備
- ④社会的気運の醸成

○平成16年3月

第2期中央教育審議会生涯学習分科会が審議経過の報告「今後の生涯学習の振興方策について」を提出

当面重点を置いて取り組むべき分野として以下を提示

- ①職業能力の向上
- ②家庭教育への支援
- ③地域の教育力の向上
- ④健康対策等高齢者への対応
- ⑤地域課題の解決

○平成20年2月

第3期中央教育審議会が答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を提出

具体的な方策として以下を提言

- ①国民の学習活動を促進する具体的方策
- ②家庭・地域の教育力の向上に関する具体的方策
- ③地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策 など

4. 直近の答申への対応状況

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」
 (答申) (平成20年2月19日)における主な提言事項に関する進捗状況は以下のとおり

※提言事項中のカッコ内は、答申の該当箇所(ページ:行)。次ページ以降も同様。

1. 学校・家庭・地域等の連携	
提言事項	進捗状況
○社会教育行政の任務として、学校、家庭、地域住民等の連携や、学校の支援等について明確化(P39:L20)(P40:L8)	・平成20年の社会教育法改正によって関係規定を整備
○学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進(P25:L12)	・平成22年度「学校支援地域本部事業」実施箇所数:2,540箇所 ・平成22年4月1日現在の「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」指定校数:629校
○「放課後子どもプラン」の推進(P17:L15)	・平成22年度「放課後子ども教室推進事業」実施箇所数:9,280箇所
○学校が地域の協力を得る場合に社会教育主事が学校長の求めに応じて助言できることを明確化(P45:L10)	・平成20年の社会教育法改正によって関係規定を整備
○産業界・大学・専修学校・NPO等の民間団体等が連携した地域の学習基盤の形成(P20:L2)	・平成21年度「実践的学習支援システム構築事業(19,20年度は「再チャレンジのための学習支援システムの構築)」開発講座数:112講座
○大学、専修学校等の地域貢献機能(公開講座の実施等)の強化・拡大等(P27:L16)	・大学公開講座の実施状況 講座数 H16:20,873→H20:25,411 受講者数 H16:106万人→H20:110万人
○OPTAの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実(P26:L12)	・保護者を中心とした学校・家庭・地域連携強化及び活性化推進事業(平成21年度)の実施
2. 学習成果の評価・活用	
提言事項	進捗状況
○民間教育事業者等が提供する多様な教育サービスについて、質保証や学習成果の評価の在り方等を検討(P22:L12)	・平成22年6月に「『検定試験の評価ガイドライン(試案)について』(検討のまとめ)」を公表
○大学等における履修証明制度の活用(P22:L17)	・履修証明プログラム開設大学数:38校 ・履修証明プログラム受講者数:1,742名 ・証明書交付者数:1,022名 ※全て学部・大学院の合計数(平成20年度)

<p>○各個人の学習成果の地域社会における学校支援活動等の様々な教育活動への活用 (P21:L22)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年の社会教育法、図書館法、博物館法改正によって関係規定を整備 ・ボランティア登録制度のある公民館2, 661館、図書館2, 110館、博物館462館 (平成20年度) ・「学校支援地域本部」に参画した地域の大人の人数：約46万人 (平成21年度) ・「放課後子ども教室」に参画した地域の大人の人数：約388万人 (平成21年度)
--	--

3. 社会教育施設

提言事項	進捗状況
<p>① 公民館 ○世代を超えた交流の場、社会の要請が高い事柄についての学習機会提供の場としての公民館の活用 (P26:L24)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省ホームページにおいて、公民館活性化の参考となる特色ある取組事例の情報等を提供 ・「公民館海援隊」プロジェクトを支援 ・「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」(平成22年度)の実施
<p>② 図書館 ○情報通信技術の発展に対応した法令上の規定の新設 (P20:L20)</p> <p>○図書館における地域や住民の課題解決を支援する機能の充実と学校図書館への支援 (P27:L1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年の図書館法改正によって関係規定を整備 ・改正に向けて検討中の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において対応予定 ・「地域の図書館サービス充実支援事業」に関する調査結果報告書によって、参考となる事例等の情報を提供 ・「ディスカバー図書館2010」を実施 ・「図書館海援隊」プロジェクトを支援
<p>○図書館における地域の実情に応じた情報提供サービスの実施 (P42:L6)</p>	<p>〈同上〉</p>
<p>○図書館未設置の自治体における図書館整備 (P42:L6)</p>	<p>〈同上〉</p>
<p>③ 博物館 ○情報通信技術の発展に対応した法令上の規定の新設 (P20:L20)</p> <p>○博物館等を核とした地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようまちづくりと博物館資料を活用した学校教育の支援 (P27:L9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年の博物館法改正によって関係規定を整備 ・改正に向けて検討中の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」において対応予定 ・「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」(平成22年度)の実施
<p>○博物館における自己点検・評価の結果や地域住民等の意見を踏まえた展示等の充実 (P42:L17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正に向けて検討中の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」において対応予定

	○多様な博物館同士の協力 (P42:L17)	(同上)
④ そ の 他	○個人の能力開発のための学習プログラム等の社会教育施設等における提供 (P21:L6)	・「公民館におけるニート支援モデル事業」(平成20年度)、「社会教育重点推進プログラム事業」(平成21年度)等の各種事業を実施
	○青少年教育施設が青少年への自然体験活動の提供等の社会の要請に対応できるよう関係者間で連携するとともに、国公立の青少年教育施設の情報共有化、教育機能や指導者等の有効活用を推進 (P43:L6)	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)国立青少年教育振興機構において、体験活動の教育的意義や実践に関する事例研究、情報交換等を行うフォーラムを実施 ・同機構において、体験活動の機会や場の提供及び指導者の養成等を実施。 ・青少年団体等と連携を図りながら、「体験の風をおこそう運動」を実施するとともに、10月を「体験の風をおこそう推進月間」と定め、関係団体と連携しイベントや広報活動を実施 ・同機構に青少年教育研究センターを新設(平成23年4月)し、青少年教育に関する基礎的・専門的調査を実施するとともに、その成果を発信予定
	○女性教育施設における老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組の実施 (P43:L16)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のライフプランニング支援総合推進事業」等の各種事業を実施 ・独立行政法人国立女性教育会館において各種事業を実施
	○社会教育施設におけるいわゆる「PDCAサイクル」の導入と地域住民等への情報公開の努力義務化 (P44:L4)	・平成20年の社会教育法、図書館法、博物館法の改正によって関係規定を整備
	○社会教育施設について、地域の関係機関等のネットワークの拠点、関係者間のコーディネーターとなるべき (P43:L28)	・改正に向けて検討中の「公立博物館及び公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において対応予定

4. 社会教育に関する人材

	提言事項	進捗状況
① 社 会 育 主 事 等	○社会教育主事について、地域のコーディネーターとしての役割を積極的に果たすべき (P45:L6)	・「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」において研修等を実施
	○公民館の館長や主事等の専門性ある職員としての資質の向上 (P45:L20)	・「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」において研修等を実施
② 司 書 等	○司書及び司書補に関する法令上の規定について所要の見直しを実施 (P46:L14等)	・平成20年の図書館法の改正によって関係規定を整備

○図書館に関する人材の養成・研修やボランティア活動の機会の確保等を図書館自らが積極的に実施 (P46:L20)	・改正に向けて検討中の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において対応予定
③ ○学芸員及び学芸員補に関する法令上の規定について所要の見直しを実施 (P46:L29等)	・平成20年の博物館法の改正によって関係規定を整備
○博物館に関する人材の養成・研修やボランティア活動の機会の確保等を博物館自らが積極的に実施 (P27:L5等)	・改正に向けて検討中の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」において対応予定
④ ○社会教育に関する専門職員について、他の社会教育に関する資格を取得する際に、実務経験を評価できるようにすべき (P47:L16)	・平成20年の社会教育法、図書館法、博物館法の改正によって関係規定を整備
○社会教育に関する専門的職員の汎用資格を設けることについて、社会教育に関わる専門的な人材の在り方全体と合わせて検討すべき (P47:L27)	
○地域の人材が、行政や社会教育施設の専門的職員と連携し、学習活動が円滑に行われるよう地域全体で仕組みづくりを実施 (P48:L5)	・「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」(平成22年度)の実施

5. 家庭教育支援の充実

提言事項	進捗状況
○地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支える環境の醸成 (P24:L2)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年の社会教育法、図書館法の改正によって関係規定を整備 ・「家庭教育支援基盤形成事業」等の各種事業を実施
○子どもの教育が困難な状況にある家庭等のきめ細かい支援のため、福祉・労働行政等との連携。(P24:L21)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童委員等の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について厚生労働省との連名で通知を発出(平成21年3月) ・生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について厚生労働省との連名で通知を発出(平成22年9月)
○地域の家庭教育支援活動全般の企画・運営等を担う子育てサポーターリーダー等の人材養成 (P25:L3)	・「家庭教育支援基盤形成事業」等の各種事業を実施
○社会教育行政の任務として、家庭教育支援をより明確化するとともに、家庭教育に関する情報提供について明確化 (P40:L1)	・平成20年の社会教育法の改正によって関係規定を整備

○家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確化 (P43:L3)	・平成20年の図書館法及び博物館法の改正によって関係規定を整備
--	---------------------------------

6. 情報教育

提言事項	進捗状況
○放送大学における放送のデジタル化等を踏まえた学習者視点の取組推進 (P19:L19)	・ラジオ授業科目のインターネット配信（ストリーミング配信）の実施 ・平成23年10月からBSデジタル放送開始予定
○学習機会の提供・支援方策について、情報通信技術（携帯電話、インターネット等）を活用した具体的方策の充実 (P20:L10)	・「ICTの活用による生涯学習支援事業」を実施
○情報通信技術に関する多様な学習機会の提供（有害情報対策、高齢者への支援等） (P20:L24)	・「ICTの活用による生涯学習支援事業」を実施 ・主に保護者及び教職員を対象に子どもたちのインターネットの安心・安全利用に向けた啓発のための講座（e-ネットキャラバン）を実施
○社会教育行政の任務として、情報の活用に関する学習の機会の提供を明確化 (P41:L21)	・平成20年の社会教育法の改正によって関係規定を整備

7. 生涯学習振興行政・社会教育行政と他の主体との連携等

提言事項	進捗状況
○社会教育行政の任務として、生涯学習の支援や学習の成果を活かし得る環境の醸成等を明確化 (P39:L14等)	・平成20年の社会教育法の改正によって関係規定を整備
○社会教育調査等の関連調査について、首長部局の協力も得て生涯学習・社会教育の全体像を把握 (P43:L3)	・平成20年度社会教育調査から、都道府県・市町村部局所管の「図書館同種施設」、独立行政法人及び都道府県・市町村部局所管の「青少年教育施設」及び「女性教育施設」、地方公共団体が設置した「生涯学習センター」を調査対象に追加
○地方公共団体が社会教育関係団体へ補助金を交付する際の手続きの弾力化 (P52:L15)	・平成20年の社会教育法の改正によって関係規定を整備
○学習への需要と供給のマッチングを図るための支援 (P19:L24)	
○学習活動を支援する人材の継続的な確保・育成システム（人材バンク等）の構築	【参考】人材バンク制度の実施状況 都道府県教育委員会：85%

(P48:L15)	市区町村教育委員会：50%
○行政とNPO等の民間団体との連携の計画的な蓄積及び民間団体に関する情報収集とデータベースの整備 (P49:L6)	・「教育関係NPO法人に関する調査研究（約400団体の事例収集）」（平成22年度）を実施。
○各地域における地域の教育力向上のための基金等の創設 (P50:L4)	
○行政とNPO、民間事業者等との連携推進のための協議会の新設・活性化 (P50:L10)	・平成22年11月に開催した全国生涯学習フェスティバル（高知大会）では、行政とNPO等の連携の場、ネットワーク化を促進趣旨として、フォーラム等を実施。
○地方公共団体における教育委員会と首長部局の連携推進 (P50:L16)	【参考】 都道府県・指定都市における生涯学習・社会教育担当部課の設置状況 教育委員会と知事部局の両方に設置 ：18都府県18市
○社会教育施設の所管についての検討 (P52:L1)	
○職業能力開発行政と生涯学習・社会教育行政の連携 (P19:L13)	・「図書館海援隊」プロジェクトを支援